主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人小松崎信の上告趣意について。

所論は、結局刑の量定に関する非難に過ぎないから、明らかに刑訴四〇五条に当 らないし、また、同四一一条を適用すべきものとも認められない。

被告本人の上告趣意について。

所論は、結局事実誤認又は量刑不当の主張に帰するから、明らかに刑訴四〇五条 各号のどれにも当らないし、また、本件では同四一条の職権発動を為すべきものと も思われない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項に従い裁判官全員一致の意 見で主文のとおり決定する。

昭和二五年一一月三〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	黨	藤	悠		輔
裁判官	澤	田	竹	治	郎
裁判官	岩	松	Ξ		郎